

「食文化創造都市 白杵」ロゴ使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「食文化創造都市 白杵」ロゴ（以下「ロゴ」という。）の適正な使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴ使用目的）

第2条 白杵食文化創造都市を推進することにより、「食文化創造都市 白杵」の取組に係る周知と発信に寄与することを目的とする。

（ロゴの使用について）

第3条 ロゴの使用方法等については、この要綱に定めるものほか、別記『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用の手引き』及び『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用マニュアル』（以下「手引き等」という。）のとおりとする。

（ロゴに関する権利について）

第4条 本ロゴマークに関する一切の権利は白杵市に帰属する。

（使用承認及び管理を行う機関）

第5条 ロゴの使用承認及び管理業務は、白杵食文化創造都市推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

（使用承認申請）

第6条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ協議会の会長（以下「会長」という。）に対し、『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用承認申請書』（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、手引き等に従って使用する者であって、第7条各号のいずれにも該当せず、かつ、次の各号のいずれか該当する場合はこの限りでない。

- (1) 白杵市又は白杵食文化創造都市推進協議会が使用する場合
- (2) 協議会の構成員が白杵食文化創造都市の推進のために使用する場合。ただし、営利事業に使用する場合を除く
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 個人が白杵市又は白杵食文化に関する非営利の情報発信をするために使用する場合

- 2 会長は、申請書を提出せずにロゴを使用している者について、第7条に掲げる各号のいずれにも該当しない場合は申請書を提出するよう指示するものとする。

(使用承認の制限)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴの使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められる場合
- (4) 白杵市暴力団排除条例（平成23年白杵市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (6) ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (7) 白杵市及び白杵食文化創造都市推進協議会の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (8) 白杵食文化創造都市推進の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められる場合
- (9) その他、会長が不適當であると認めた場合

(使用承認)

第8条 会長は、第6条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用承認書（別記様式第2号）の交付により承認する旨を通知するものとする。

- 2 会長は、前項による承認を行うにあたり、必要な条件を付することができる。
- 3 会長は、使用を承認しない時は、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第9条 ロゴの使用期間は、承認した使用開始年度の翌々年度末とする。

(使用料)

第 10 条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第 11 条 ロゴを使用する団体等（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 『食文化創造都市 白杵』ロゴマーク使用手引き』に定められたルールに従って使用すること

(2) 第 8 条により会長の承認を受け使用する場合は、承認された内容に従って使用すること

2 会長は、使用者が前項の規定に従わないときは、必要な改善を求め、又はその使用を中止させることがある。

3 ロゴを使用したときは、速やかに、『食文化創造都市 白杵』ロゴマーク使用報告書』（別記様式第 3 号）を会長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第 12 条 使用者は、使用許可の権利を第三者に譲渡し、又は再許諾することができない。

(使用者の責務)

第 13 条 ロゴの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、使用者に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

(使用状況の調査)

第 14 条 会長は、使用者に対し、ロゴの使用状況について必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

(使用承認の変更)

第 15 条 使用者は、ロゴの使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用承認内容変更申請書』（別記様式第 4 号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、『食文化創造都市 白杵』ロゴ使用変更承認書』（別記様式第 5 号）をもって行うものとする。

(使用承認の取り消し)

第16条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ロゴの使用承認を取り消し、使用の停止を命じるとともに、ロゴが使用された物品等の回収を命じることができる。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当すると認められるに至った場合
- (2) この要綱の既定に違反した場合
- (3) 使用承認申請に虚偽があることが判明した場合
- (4) その他使用承認の取り消しが適当と会長が認めた場合

(免責)

第17条 使用者又は使用者であった者は、この要綱の規定に基づく処分によって直接又は間接に生じた損失を白杵市又は協議会に請求することができない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、協議会が決定する。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。